

取次業者：生活協同組合パルシステム東京・生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
 生活協同組合パルシステム千葉・生活協同組合パルシステム埼玉・生活協同組合パルシステム茨城
 生活協同組合パルシステム山梨・生活協同組合パルシステム群馬・生活協同組合パルシステム福島
 生活協同組合パルシステム静岡
 小売電気事業者：株式会社パルシステム電力

供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申込みください。

1. 契約の成立, 契約期間
 - (1) 需給契約は, 組合員からのお申込みを, 当組合が承諾したときに成立いたします。
 - (2) 契約期間は, 契約が成立した日から, 料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - (3) 契約期間満了に先だつて組合員または当組合から別段の意思表示がない場合は, 需給契約は, 契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。
2. 供給電気方式, 供給電圧, 周波数
 供給電気方式および供給電圧は原則, 交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし, 周波数は, 東北電力エリアおよび東京電力エリアでは標準周波数50ヘルツ, 中部電力エリアでは標準周波数60ヘルツといたします。
3. 契約電流, 契約容量, 契約電力
 - (1) 発電産地応援プランA
 契約電流は組合員のお申出によって定めます。この場合, 原則として, 契約電流に応じてアンペアブレーカもしくは電流を制限する計量器を設置します。
 - (2) 発電産地応援プランC
 契約容量はあらかじめ組合員にご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定いたします。
4. 料金表
 - (1) 発電産地応援プランA (東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリア)

		東北電力エリア		東京電力エリア		中部電力エリア	
		税抜価格	税込価格	税抜価格	税込価格	税抜価格	税込価格
基本料金	契約電流10アンペアにつき	300円00銭	324円00銭	260円00銭	280円80銭	260円00銭	280円80銭
	契約電流15アンペアの場合	450円00銭	486円00銭	390円00銭	421円20銭	390円00銭	421円20銭
発電産地応援金	1契約につき	100円00銭	108円00銭	100円00銭	108円00銭	100円00銭	108円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	16円89銭	18円24銭	18円07銭	19円52銭	19円15銭	20円68銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	23円03銭	24円87銭	24円07銭	26円00銭	23円22銭	25円08銭
	300kWhをこえる1kWhにつき	26円62銭	28円75銭	27円80銭	30円02銭	25円90銭	27円97銭
最低月額料金 (発電産地応援金を含む)		338円00銭	365円04銭	314円40銭	339円55銭	335円00銭	361円80銭

(2) 発電産地応援プランC (東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリア)

		東北電力エリア		東京電力エリア		中部電力エリア	
		税抜価格	税込価格	税抜価格	税込価格	税抜価格	税込価格
基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	300円00銭	324円00銭	260円00銭	280円80銭	260円00銭	280円80銭
発電産地応援金	1契約につき	100円00銭	108円00銭	100円00銭	108円00銭	100円00銭	108円00銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき	16円89銭	18円24銭	18円07銭	19円52銭	19円15銭	20円68銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	23円03銭	24円87銭	24円07銭	26円00銭	23円22銭	25円08銭
	300kWhをこえる1kWhにつき	26円62銭	28円75銭	27円80銭	30円02銭	25円90銭	27円97銭

5. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金, 使用電力量, その他組合員へのご案内事項は, 書面のお届け, 郵送もしくはWebサービスを通じてご案内いたします。

(2) 料金の計算方法

契約電流もしくは契約容量の大きさで決まる基本料金と, 発電産地応援金と, 使用電力量に応じて計算する電力量料金に, 再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお, 電力量料金は燃料価格の変動に応じて, 燃料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。ただし, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額となります。また組合員が支払期日を経過しても料金をお支払いいただけない場合は, 当組合は支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。

- ・ 料金の算定期間は, 原則として, 前月の計量日から, 当月の計量日の前日までの期間といたします。なお, 計量日とは記録型計量器(以下, スマートメーター)に最大需要電力および使用電力量等が記録される日で, 基本検針日を基準に毎月一定の日(組合員によって異なります)となります。
- ・ 使用電力量の計量は, 一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし, 計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は, 組合員との協議によって定めます。
- ・ スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合, スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は, 計量された使用電力量を均等に配分してえられる値といたします。

(3) 支払期日

料金の支払期日は、原則として、パルスシステム利用約款に定める期日といたします。支払期日はあらかじめお知らせいたします。

6. 当組合からの申し出による契約の解約

(1) 組合員が、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。

- ・ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・ 当組合が定める〔電気需給約款(低圧)〕および各プランの供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、その他〔電気需給約款(低圧)〕および各プランの供給条件から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(2) 組合員が次のいずれかに該当し、当組合がその旨を警告しても改めていただけない場合には、契約を解約することがあります。

- ・ 組合員の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ・ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・ その他、当組合が定める〔電気需給約款(低圧)〕および各プランの供給条件の内容に反した場合

(3) 契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。

7. 託送供給等約款の遵守

(1) 組合員の土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要な組合員の電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、組合員の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2) 保安に対する組合員の協力

組合員が、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いください。

- ・ 電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
- ・ 組合員の電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合には組合員に電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・ 一般送配電事業者および組合員の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

- ・ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕, 変更その他の工事上やむをえない場合
- ・ その他保安上必要がある場合

(4) その他, 託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

8. 工事費負担金等相当額の申受け等

当組合は, 一般送配電事業者から組合員への電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金, 臨時工事費, 費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合, 請求を受けた金額に相当する金額を, 原則として, 一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

9. 違約金

(1) 組合員が, 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され, そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には, その免れた金額の3倍に相当する金額を, 違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は, 当組合が定める供給条件にもとづいて算定された金額と, 不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は, 6か月以内で当組合が決定した期間といたします。

10. 信用情報の共有

当組合は, 支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合, 名前, 住所, 支払いに関する情報等について, 他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

11. その他

- ・ 上記に記載のない事項の取扱いは, 株式会社パルシステム電力が定める〔電気需給約款(低圧)〕および各プランの供給条件によります。
- ・ 〔電気需給約款(低圧)〕および各プランの供給条件の内容を変更することがあります。その場合, 書面もしくはWebサービス等を通じてあらかじめご案内します。
- ・ 〔電気需給約款(低圧)〕および各プランの供給条件の内容は, 当組合ホームページで確認することができます。
- ・ 組合員が契約内容を変更または更新する場合, 郵送もしくはWebサービス等を通じて, 変更または更新後の契約内容をお知らせします。

12. 各種お手続き, お問い合わせ

契約内容の変更・解約, お問い合わせは, 各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお, 停電時のご連絡先はWebサービス等でご案内いたします。

パルシステムでんき 問合せセンター 0120-868-106